

第4章 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

○ 主な取組

・地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

【施策番号150】

警察庁においては、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局（以下「施策主管課」という。）の確定状況等について定期的に確認しており、平成28年度以降、全ての市町村で施策主管課が確定している。また、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、市町村において犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請している。

30年4月現在、全国1,721市区町村（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）のうち1,715市区町村において、総合的対応窓口が設置されている。都道府県・政令指定都市については、23年度以降、全地域において、総合的対応窓口が設置されている。

これら地方公共団体における施策主管課や総合的対応窓口のほか、都道府県・政令指定都市が行っている犯罪被害者等への支援施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi/madoguchi.html>）に掲載し、国民に対する周知に努めている。

・地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化

【施策番号152】

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研

修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請している。

平成30年4月現在、12都道府県・政令指定都市、65市町村において、総合的対応窓口等に専門職を配置している。

・地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進

【施策番号153】

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、犯罪被害者等に関する条例の制定及び計画・指針の策定状況について情報提供を行っている（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jorei/jorei.html>）。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」では、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定を取り上げ、当該条例に基づく主な支援施策等を紹介しているほか、平成29年3月には、都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等支援に特化した条例集を取りまとめるなど、地方公共団体に対する情報提供に努めている。

同年4月現在、60都道府県・政令指定都市、482市区町村において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定が行われている。

・被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

【施策番号167】

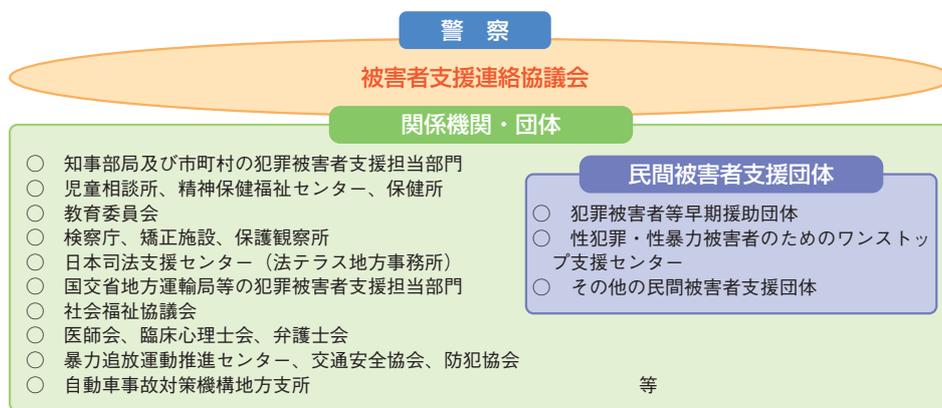
警察においては、生活上の支援をはじ

め、医療、公判に関すること等極めて多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察のほか、検察庁、弁護士会、法テラス、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局、県や市の相談機関や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等による被害者支援連絡協議会を全都道府県に設立し、犯罪被害者支援のための相互の連携を図っている。

このほか、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を構築している。

平成29年4月現在、全ての都道府県において、被害者支援連絡協議会と1,132の被害者支援地域ネットワークが設置され、全ての地域を網羅している。

警察と関係機関・団体等とのネットワーク



・性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

【施策番号201】

都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。各都道府県警察本部において、女性警察官等による性犯罪被害相談電話の受理体制及び相談室が整備されており、平成29年8月に、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相

談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（#8103（ハートさん））を導入した。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得てその被害者の連絡先や相談概要等を犯罪被害者等早期援助団体[※]に提供するなど、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように努めている。

※ 犯罪被害者支援法第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人。

コラム4

性犯罪被害相談電話に係る全国共通電話番号の導入

第3次基本計画において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。

これを踏まえ、警察庁では、平成29年8月から、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話につながる全国共通電話番号を導入した。

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話については、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたことから、一般的に認知度が高くなく、また、相談者が電話をかける際、個別の電話番号を調べなければならず、利便性が高いとはいえないなどの問題があった。

そこで、シンプルな全国共通電話番号を導入することにより、相談窓口の認知度の向上を図るとともに、相談者が相談窓口にアクセスしやすくするなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境を整えることとしたものである。

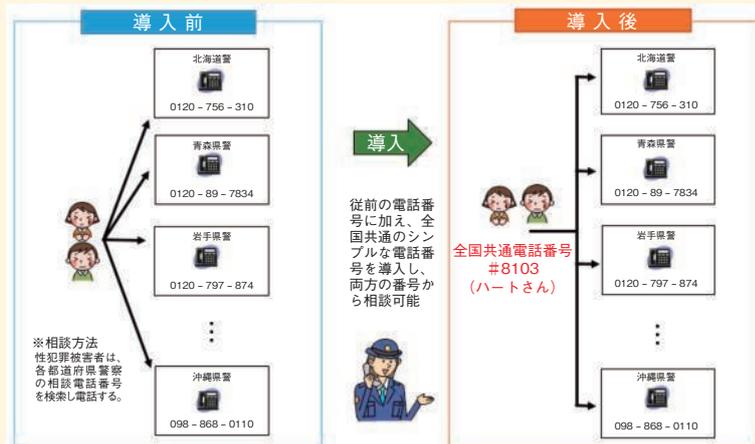
全国共通電話番号は、性犯罪被害に理解の深い関係者等からの意見も踏まえ、「#8103」を採用し、同番号に電話をかけると、発信地を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながるようになっている。

同番号は、警察が性犯罪被害者の心（ハート）に寄り添うことをイメージし、また、親しみやすいものとするため、「ハー（8）・ト（10）・さん（3）」と呼んでおり、ポスター等による広報を行っている。

なお、各都道府県警察の個別の性犯罪被害相談電話の番号についても、引き続き利用が可能である。



性犯罪被害相談電話に関する広報ポスター



全国共通電話番号のイメージ

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

○ 主な取組

・ 犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討

【施策番号210】

内閣府大臣官房政府広報室においては、警察庁と連携し、犯罪被害者等施策に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、平成29年1月、

「犯罪被害者等施策に関する世論調査」を実施した（内閣府ウェブサイト「世論調査」：<http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/tindex-h28.html>）。

また、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握し、今後の犯罪被害者等基本計画の策定に向けた検討に資するため、30年1月、「犯罪被害類型別調査」を実施した。

コラム5

▶ 犯罪被害類型別調査

警察庁では、第3次基本計画に基づき、被害類型別に、犯罪被害者等の置かれた状況について調査を実施し、犯罪等被害が心身の健康状態に及ぼす影響、主観的な回復状況とその要因に関する認識等を把握し、各府省庁の施策の企画・立案等に反映させることを目的として、平成29年度に犯罪被害類型別調査を実施したところ、その結果の概要については、次のとおりである（詳細については、警察庁ウェブサイト「平成29年度犯罪被害類型別調査」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h29-1/index.html>) 参照)。

1 警察への通報状況

警察へ通報した者の割合については、交通事故が91.1%で最も高く、次いで殺人・殺人未遂又は傷害等の暴力被害（以下「殺人・傷害」という。）が48.8%で高くなっている一方、児童虐待は5.0%、配偶者からの暴力は9.6%、性的な被害は20.1%で低くなっている。

また、被害時の年齢が上がるほど、警察へ通報した者の割合が高まる傾向がみられる。

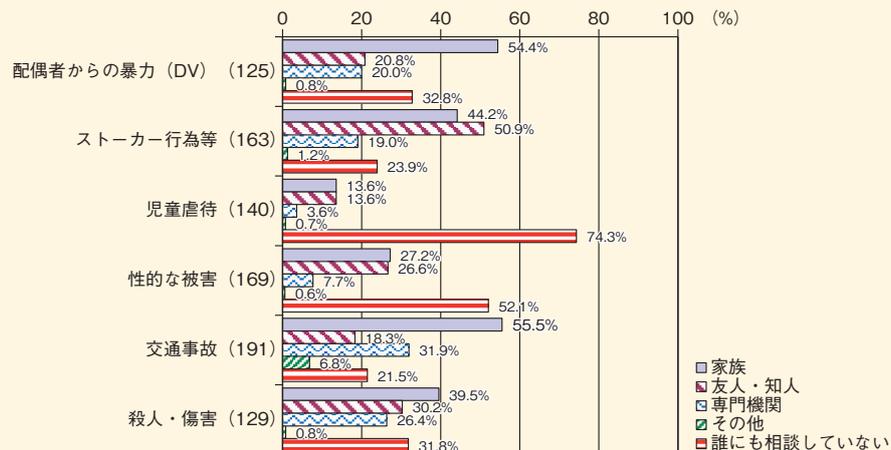
2 相談相手・機関

被害に遭った際の相談状況については、「どこにも（誰にも）相談していない」との回答比率は、児童虐待が74.3%、性的な被害が52.1%で高くなっている一方、交通事故は21.5%、ストーカー行為等は23.9%で低くなっている。

また、相談相手・機関については、全ての被害類型で「母」との回答比率が最も高く、配偶者からの暴力及び交通事故では「家族」が、ストーカー行為等及び殺人・傷害では「家族」及び「友人・知人」が、それぞれ高くなっている。

さらに、交通事故及び殺人・傷害では、警察等の「専門機関」も高くなっている。

最初に相談した相手・機関（複数回答）



3 通報・相談までに要した期間

被害に遭ってから最初に通報・相談するまでに要した期間の回答比率については、交通事故、性的な被害及び殺人・傷害では「1時間未満」及び「1時間以上1日未満」が高い一方、ストーカー行為等では「1か月以上6か月未満」が、児童虐待では「3年以上」が、それぞれ高くなっている。

4 相談しなかった理由

「どこにも（誰にも）相談していない」理由の回答比率については、配偶者からの暴力では「他人に知られたくなかった」（47.5%）及び「おおごとにしたくなかった」（47.5%）が、ストーカー行為等では「どこに相談すればよいかわからなかった」（23.7%）及び「相談するほどのことではないと思った」（23.7%）が、児童虐待では「低年齢であったため、相談することを思い至らなかった」（73.1%）が、性的な被害では「他人に知られたくなかった」（29.5%）が、交通事故及び殺人・傷害では「特に理由はない」（それぞれ24.4%、27.5%）が、それぞれ高くなっている。

5 相談しやすくなるための条件

相談しやすくなるための条件の回答比率については、警察に対しては「周りの人に知られずに相談できること」が、自治体や民間の相談機関・団体に対しては「周りの人に知られずに相談できること」及び「無料で相談できること」が、それぞれ高くなっている。

警察庁では、本調査の結果も踏まえ、第3次基本計画に基づき、引き続き、関係府省庁と連携しながら、適切な犯罪被害者等施策の推進に努めることとしている。

・暴力の被害実態等の調査の実施

【施策番号211】

内閣府においては、3年に一度を目途に、配偶者からの暴力の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を行っている。平成29年度は、刑法の改正等を踏まえ、性交等を強いられた経験について女性のみでなく男性も調査対象とするなど、調査対象及び調査項目の見直しを行った上で実施した（これまで行った調査結果等は、内閣府ウェブサイト（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html）を参照）。

また、若年層における性的な暴力の被害者支援の充実に向けて、被害事例の収集等を通して被害の実態や被害者支援状況等を把握するとともに、被害者のニー

ズに即した効果的な相談・支援の在り方等について検討を行った。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

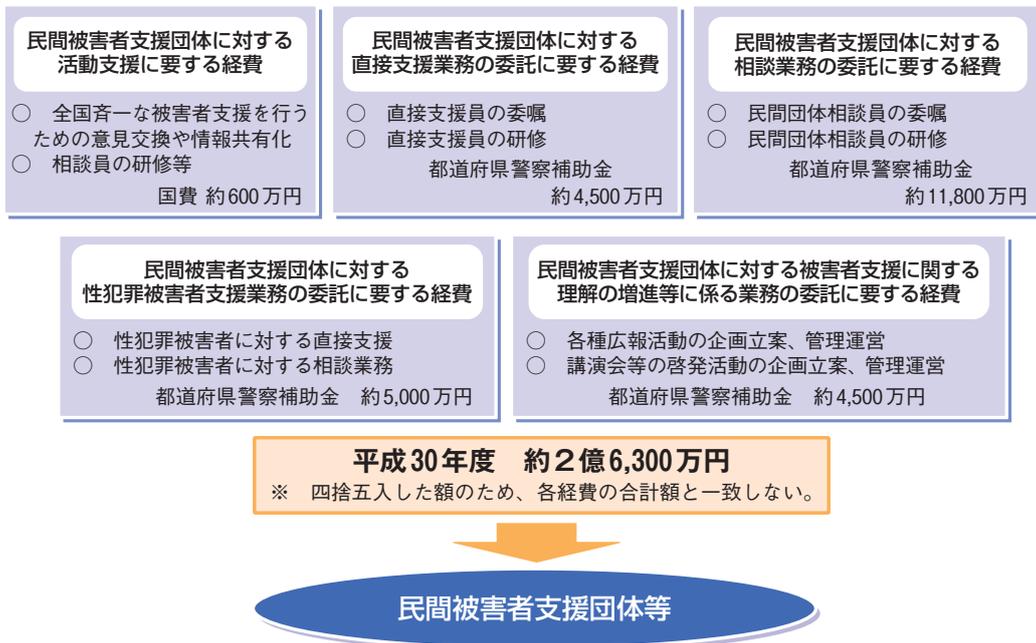
○ 主な取組

・民間の団体への支援の充実

【施策番号224】

警察においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援に努めているほか、活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援助に努めている。

国による民間被害者支援団体に対する財政援助



厚生労働省においては、児童虐待防止及び配偶者からの暴力被害者等の支援について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施している啓発活動等に対する支援を行っている。

また、平成29年11月には「第20回児童

虐待防止対策協議会」を開催し、児童虐待防止対策に係る府省庁及び団体の間で、連携強化や更なる対策の充実を図るため、児童虐待防止に向けた取組状況に係る情報交換等を行った。

さらに、児童福祉法改正法により改正

された児童虐待防止法に基づき、児童虐待の再発防止のため、子供の入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングや定期的な子供の安全確認等についてNPO法人等に委託できるようにするなど、児童虐待対応における児童相談所と犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の連携した取組を推進している。

・警察における民間の団体との連携・協力の強化

【施策番号230】

警察においては、公益社団法人全国被

害者支援ネットワークの運営・活動に協力しているほか、同ネットワーク加盟の民間被害者支援団体の運営に関しても、関係機関と連携しつつ、必要な支援や助言を行うとともに、犯罪被害者支援の在り方についての意見交換等を積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体には、犯罪被害者等の同意を得た上で当該犯罪被害者等の氏名や犯罪被害の概要等の情報を提供するなど、緊密な連携を図っている。

犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等支援法第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人（例：各都道府県被害者支援センター）を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定

